

ケインズの資本主義経済観の形成と展開(2)

——ケインズ経済学研究序説 I ——

松 川 周 二

目 次

序 文

第 I 部 ケインズの資本主義経済観の形成と展開

第 1 章 はじめに

第 2 章 第 1 次世界大戦と新しい資本主義経済観の形成

第 3 章 戦後の貨幣価値の不安定性と資本主義的貨幣経済論の形成

第 4 章 英国の海外投資批判と国内投資—国内産業型経済の模索

……以上第32巻第 3 号

第 5 章 英国の金本位制復帰と資本主義的混合経済の模索……以上本号

第 6 章 大不況と成熟した資本主義経済観の確立

第 7 章 おわりに

第 II 部 ケインズの経済政策論の形成と展開

第 III 部 ケインズの経済理論の形成と展開

第 5 章 英国の金本位制復帰と資本主義的混合経済の模索

§ 1

1925年 4 月、英国は旧平価（金 1 オンス = 3 ポンド 17 シリング 10 ペンス 2 分の 1、¹⁾ 1 ポンド = 4.86 ドル）で金本位制度に復帰した。一般に英国では、金本位制度への復帰は、戦前の経済体制・秩序への当然の復帰であり、これによって英国経済は苦境を脱し、繁栄への道を進むものと信じられていた。²⁾

周知のように、ケインズは『貨幣改革論』において金本位制度を厳しく批判し、³⁾ 管理通貨制を推奨したが、それ以上に物価水準・貨幣賃金率の下落を強い

られるような金本位制復帰に反対であった。⁴⁾すなわち、25年頃までの、この問題に対するケインズの現実的な見解は復帰慎重論であり、それは当時の米国の金不胎化政策の動向に関連していた。ケインズの予想は、米国の金不胎化という不合理な政策はいずれ破綻し、その結果、米国でインフレーションが生じるだろうから、ポンドの対外価値は騰貴するだろうというものである。したがって、もし英国が金本位制度に復帰するならば、それは、米国のインフレーションによって金の偏在（米国の過大な金の保有）が解消され、均衡的な為替レートが実現された後にすべきであるということになる。なぜなら、はやまった旧平価による金本位制度への復帰は、その後も米国が金不胎化政策を継続するならば、英国はデフレーションを強いられることになるし、また現行の為替レートでの金本位制度への復帰は、米国でインフレーションが生じるならば、英国は過剰な金をかかえこむことになるからである。いずれにせよ、時期尚早の金本位制復帰は賢明な政策ではなく、現行の変動相場制のもとで事態の推移をみながら、国内の貨幣価値の安定化政策をすすめることが緊急かつ重要であるとケインズは主張していたのである。⁵⁾

しかし、実際に旧平価による金本位制復帰の実現を可能にしたポンド騰貴は、「金本位制復帰近し」という期待にもとづいた投機筋による為替市場でのポンドの思惑く買いによるものであり、英国の物価水準と貨幣賃金率からみて、事実上、それは平価の10%程度の切上げを意味していた。⁶⁾このために、英国の輸出産業は厳しい輸出不振に陥り、その後も期待された米国のインフレーションはおこらず、英国は長びく不況と国際収支の不安に悩まされることになるのである。

§ 2

ケインズが事実上の平価切上げである旧平価による金本位制度への復帰に反対したのは、それが英国（国内）の物価水準と貨幣賃金率の引下げを強制するからである。

平価の切上げは、まず金平価ではかった輸出価格の上昇と輸入価格の下落に

より、国内と国外の相対価格の不均衡を生じさせ、輸出産業の利潤 (=生産物価格-生産費)を減少させる。そしてこれにより、直接的に被害を受ける「庇護されない産業 (=輸出産業)」と、これによって不利益をこうむらない「庇護された産業 (=国内産業)」との間に、**産業間の不均衡が生じる**ことになる。このような不均衡の発生が平価切上げの第1の問題である。⁷⁾

ところで、金本位制度のもとでは海外でのインフレーションが期待できない限り、この国内と国外の相対価格の不均衡は、国内の物価水準と貨幣賃金率の下落によって調整されなければならない。すなわち、旧平価のもとで**真の均衡**を達成するためには、国内の物価水準と貨幣賃金率の下落によって、企業の生産物価格と生産費との間の不均衡および労働者の貨幣賃金率と生計費との間の不均衡が解消されることが必要となる。このように**貨幣賃金率を含むすべての財・サービスの国内価格が均等に下落**するという調整過程を強いられるのが、平価切上げの第2の問題である。⁸⁾

この均衡化の調整過程として、次のような理想的なプロセスを想定することができる。⁹⁾まず、輸入原材料・食糧などの価格の下落がすみやかに経済全体に波及し、企業の原材料費を低下させ、かつ労働者の実質賃金率を上昇(生計費を下落)させることにより、生産物価格と貨幣賃金率の引下げを受け入れる条件をととのえる。他方、輸出産業の不況による失業の増大と貨幣賃金率の切下げは、国内産業の貨幣賃金率の切下げ圧力として波及し、労働者間の競争と労働者の移動によって、失業の解消と貨幣賃金率の切下げが実現する。また、産業間の不均衡は、相対的に高い利潤を得ている国内産業への資本の移動すなわち産業構造のシフトを促進することから、国内産業における競争が激化し、国内物価水準は下落することになる。このようにして、国内産業も輸出産業も正常利潤を回復し、また労働者の実質賃金率も以前の水準に復帰することになり真の均衡が回復するが、この調整過程は旧平価のもとで強いられる不況化政策 (=信用制限政策)によって、いっそう促進されることになる。

しかし、ケインズは以上のような正統派経済学が想定する理想的な調整過程の現実性を否定する。そしてケインズは、真の均衡を回復するための**基礎的調**

整 (the fundamental adjustment) は、困難で長く激しい苦痛を伴い、しかも不公正を拡大させるものであると主張するのである。この金本位制復帰後の英国経済をめぐる問題は、ケインズの経済理論・政策論の展開・発展にとって、きわめて重要であり、とりわけ『貨幣論 (A Treatise on Money)』(1930年)に決定的なインパクトを与えたのである。

§ 3

ケインズが平価切上げに伴う調整プロセスについての正統派の見解を非現実的であるとする論拠は次の3つに要約される。

賃金率の粘着性 貨幣賃金率は一般に、貨幣契約によって取り決められており、少なくとも短期的には硬直的である。また同様の理由から、鉄道運賃・小売流通部門のコスト・税金・家賃・債務の利子支払額なども、硬直的である。このために、国際的商品である食糧や原材料の輸入価格は、平価切上げによってすみやかに下落するが、その効果の国内経済への波及は容易ではなく、労働者の生計費や企業の生産費は十分に低下しないのである。¹⁰⁾

このことは資本主義経済に固有なジレンマをひきおこす。それは資本主義的貨幣経済のもとで、労働者の実質賃金率を決定する貨幣賃金率と生計費、企業の利潤を決定する生産物価格と生産費を同時に決定する機構を欠いていることによるものである。なぜなら、もし企業の生産費が貨幣賃金率に、労働者の生計費が生産物価格によって規定されるならば、労働者にとっては生産物価格の下落が貨幣賃金率の切下げを受け入れるための前提条件であり、他方、企業にとっては、貨幣賃金率の下落が生産物価格を引下げる前提条件となるという、ジレンマに陥ることになるからである。とりわけ労働者にとって、生計費のすみやかな低下の保証のない貨幣賃金率の切下げに、強い抵抗を示すのは当然の行動であるといえる。¹¹⁾ いずれにせよ、真の均衡を回復するためには、貨幣賃金率および国内物価水準の下落が不可欠な条件であるが、その実現は容易ではない。

労働移動性の欠如 平価切上げとそれに伴う不況化政策は、とりわけ不況・

停滞産業をいっそう深刻な事態に追いこみ、失業者を増加させるが、この失業増大の圧力が労働移動を促進し、経済全体の貨幣賃金率を低下させ、失業を解消させる効果はきわめて小さい。その理由は次の3つである。

第1に、労働者が職種や職場をかえるということは、容易でなく、強い抵抗を伴うのが普通である。たとえば、炭坑夫が短期間で銀行員やパン職人になることは事実上不可能であり、同じ職種であっても、職場の地理的な移動には、住宅問題が困難な障害となる¹³⁾。

第2に、英国のような発達した資本主義経済に固有な問題がある。すなわち、賃金水準を維持し、労働者の新規参入を排除する労働組合の強大化や、失業保険に代表される福祉政策の充実が、現実の労働移動性を低下させているのである¹⁴⁾。

第3の理由は、英国の経済的進歩の停滞によるものである。一般に、経済成長率の高い経済では、成長産業の増大する労働需要が不況・停滞産業での余剰労働力を積極的に吸収し、労働の移動性を高めるのに対して、経済成長率の低い経済では、成長産業の活力が乏しく、不況・停滞産業の余剰労働力は吸収されるべき労働需要の不足から、労働の移動性は低下するのである。したがって、新しい労働需要が創出されなければ不況化政策によっていくら失業者を増大させても、労働の移動性を高めることにはならない¹⁵⁾。

調整過程の不均等性と不公正性 不況の進行はすべての産業に波及するが、その及ぼす影響は跛行的かつ不均等であり、しかも不公正である。なぜなら、それによって不況産業や弱小企業ほど、大きな影響を受け、そのために、十分に低い貨幣賃金率はさらに切下げられることになり、産業間・企業間の賃金格差は拡大し、不公正は増大するからである。すなわち、英国の場合には、低下しなければならぬ国内産業の貨幣賃金率よりもむしろ、輸出産業の貨幣賃金率の低下が強いられ、強い抵抗と不公正性を生むのである¹⁶⁾。

§ 4

以上の3つの論拠を支えているのは、ケインズの成熟した資本主義経済観で

あり、具体的には、英国経済がその成熟と経済的進歩の停滞ゆえに、経済組織の流動性・伸縮性を著しく欠いているという認識である。そしてケインズは、この経済組織の流動性という問題を、**拡散の原理** (principle of diffusion) として一般化した¹⁷⁾。拡散の原理とは、「経済組織になんらかの攪乱が生じた場合、それがすみやかに経済全体に波及し、新しい均衡が達成される」というものである。このことからケインズは、正統派経済学が「経済組織が十分に流動的かつ伸縮的であり、この拡散の原理が十分に有効な仮説であると仮定している¹⁸⁾」として、その非現実性を批判したのであり、しかも、資本主義経済の固有の問題は、経済調整をこの拡散の原理にたよらざるをえないところにあるといえる。そして、ケインズは英国経済における拡散の原理の喪失の理由として、本章 §3 で指摘した 3 つの要因——経済的進歩の停滞・労働組合の強大化・福祉政策の充実をあげている。

以上のような、英国経済に関するケインズの認識は、本論第4章で述べた**国内投資 - 国内産業型経済への転換**をどのようにして実現するかという問題と関連する。

ケインズは、「おそらくイギリスの輸出産業の一部は、工場設備においても労働者においても、どちらも過剰を抱えていたであろうし、そして国内産業に向けてその資本と労働を移動させることは望ましくもあり、長期的に見ればそれは不可避でさえあったと思われる¹⁹⁾」と述べている。もしそうならば、旧平価による金本位制復帰は、前述したように輸出産業型から国内産業型の経済構造への転換を促進するものであり、批判されるよりは、むしろ推奨されるべきであるといえる。しかし、ケインズがそれを厳しく批判したのは、まさに、英国経済の**流動性・伸縮性の欠如**という認識によるものであり、経済構造の転換を自律的な経済の調整力にゆだねることは、高い経済的進歩のもとで十分な伸縮性と流動性を保持していた19世紀の英国経済ならば可能かもしれないが、それを喪失した当時の英国経済においては、矛盾を拡大し、解決をいっそう、困難にするからである(第1章 §2 の第2の分析視角)。したがって、ケインズは「ポンドの国際価値引上げに対する反対論の一つは、その引上げが国内価値と国際

価値との間に存在していた不均衡を軽減するどころか大幅に拡大させ、そしてわれわれにデフレーション期を迎えさせることによって、国内の業種に向けての労働の移転を容易にしたかもしれない国内向け投資の拡大という積極策を、必然的に遅らせたという事実であった²⁰⁾」と述べているのである。

このように、ケインズは経済構造の転換を不況化政策によって促進することを否定したのであり、国内産業の好況化政策によって、実現しようとしたのである²¹⁾。そしてこれこそ、本論第4章で述べた海外投資批判・国家による国内投資の助成・促進政策の意図したものである。しかし、事実上の平価切上げである金本位制復帰はまさに、国際収支上の制約から積極的な好況化政策をとることをきわめて困難にしたといえる。

ケインズが提起した上記の問題を、資本主義的貨幣経済論の発展・深化という視点(第1章§2の第1の分析視角)からとらえるならば、それは相対価格と絶対価格の二分法を非現実的なものとして否定したということになる。すなわち、貨幣政策によって、絶対価格水準を変化させようとする試みは、必然的に相対価格を攪乱させ、攪乱された相対価格は、経済の自律的な調整力によっては解消されず、不均衡は慢性化する傾向をもつという認識である。このような相対価格と絶対価格の不可分の関係をケインズは、「貨幣的变化は、すべての価格に対して同じように同じ程度にあるいは同じ時点で影響するものではないという事実が、それを重要な意義のあるものにしてしているのである。種々の価格水準の動きの不一致こそ、現に起こりつつある社会的攪乱の証拠であり、また同時にその尺度でもある²²⁾」と述べている。

このことは、我々が本論第3章§4で提起した正常物価水準の問題と関連する。ケインズは1924年の時点では、当時の為替レートのもとで、英国の物価水準と貨幣賃金率は、ほぼ国内均衡と国際均衡を達成しつつあったとみている²³⁾。したがって、旧平価による金本位制復帰は、現行の貨幣賃金率のもとで国内産業に適正利潤を保証する正常物価水準を、新しいポンドの対外価値と適合するように下落させることを意味している。本論第3章§4で述べたようにケインズが強く主張したのは、まさにこの正常物価水準を低下させることがきわめて

困難であり、しかもそれが不公正を拡大させるということである。すなわち、ケインズがその現実性を否定したのは、インフレーションの収束期のように正常物価水準よりも現実の物価水準が高い場合に現実の物価水準を引下げることではなく、正常物価水準と現実の物価水準がほぼ均衡している時に、現実の物価水準を引下げることによって正常物価水準を下落させようとするものである。なぜなら、前者はそれによって、インフレーション期の特徴である企業の超過利潤と高い貨幣賃金率が解消されるだけだからである。²⁴⁾

以上のように、金本位制復帰後の英国の経験は、正常物価水準の重要性をいっそう明確にするとともに、その引下げを強いられる資本主義経済の苦境と解決の困難さを実証したといえる。

§ 5

金本位制復帰後、英国経済が最悪の状況となった1926年、ケインズは『自由放任の終焉 (The End of Laissez-Faire)』を出版するが、現在、このパンフレットはケインズの資本主義経済観を最もよく示すものとして高く評価されている。しかし、その内容は概して一般的かつ抽象的であり、ケインズの主張の現実的な関連は、十分には明示されていない。それゆえ、ここでは、『自由放任の終焉』および金本位制度復帰後の英国経済に関連して発表された諸論文を参照しつつ、ケインズの資本主義経済観の形成と展開という問題を、次の2つの論点を中心に検討することにしたい。

第1の論点は、個人主義的・競争主義的資本主義経済に対する批判である。周知のように、資本主義経済体制において、自由な私的利益の追求と公的利益の調和を保証するのは、競争的な市場-価格機構であり、正統派経済学は、まさにこの前提の上に構築された理論体系である。ケインズは既に、本論第3章・第4章で述べたように、貨幣価値の安定化および海外投資問題などで自由放任主義を批判してきたが、ここで彼は、金本位制復帰後の英国経済の状況から、競争的な市場-価格機構のもつ欠陥を強く印象づけられるのである。²⁵⁾

前述したように、金本位制復帰後の英国の輸出産業は、深刻な輸出不振によ

り崩壊の危機にまで追いこまれたにもかかわらず、各企業は適切な対応を欠き、事態をいっそう悪化させたのである（もちろん、旧平価による金本位制復帰とその後の適切な政策の欠如という政府の失敗がその主たる原因であるが）。たとえば、最も深刻な打撃を受けた石炭産業の各企業は、協調主義を捨て、自己中心的な私利の追求に走り、その結果、過当競争の激化・過剰生産による価格ダンピング・賃金切下げをめぐる労働者との対立という自滅の道を進んでいくのである。²⁶⁾

このことからケインズは、2つの問題を提起する。その第1は、競争経済の非効率と不公正という問題である。すなわち、現実の企業間の競争は過当競争の状態を現出させ、弱小企業の状況をいっそう悪化させて不公正を拡大させる。しかも、それによって生じる企業の倒産は、必ずしも生産設備の廃棄とはならず、産業の効率化を促進するものではない。なぜなら綿業界にみられるように倒産した企業の生産設備は安い価格で他に転売され、再び生産に参加してくるからである。このような競争経済をもつ非効率・不公正性をケインズは『自由放任の終焉』²⁷⁾において巧みな比喻を用い、「キリンの福祉を心にかけるならば、餓死させられる首の短いキリンたちの苦痛とか、あるいは生存競争のなかで地面に落ち、踏みつけられる甘い葉のこととか、首の長いキリンたちの食べ過ぎとか、群をなすキリンたちの温和な顔に影を落とす不安、すなわち闘争本能むきだしの食欲さの醜さとかを見過してはならない」と述べている。²⁸⁾

第2の問題は、企業の体質と経営者の能力の問題である。英国の輸出産業が自滅の道を進んだのは、個人主義的・世襲的企業のもつ保守的で自己中心的な性格によるところが大である。しかも、英国経済の伝統である秘密主義は綿業界にみられるように、個々の企業が事態の深刻さを正しく把握することを妨げるとともに、協調主義によって産業全体の利益と効率性を追求するために必要な知識の共有を不可能にしているのである。ケインズは、このような英国企業への不信から、「今ではこの企業家も色褪せた偶像と化しつつある。われわれをその手によって楽園に導いてくれるのがこの人であるのかどうか、ますます疑わしくなってきた²⁹⁾」とし、さらに、個人主義的資本主義の知的衰頹の源泉を企業の世襲制にあるとして、「富の譲渡や企業の支配にみられる世襲原則

は、資本主義陣営の指導部〔指導性・指導力〕が弱体で愚かであること
の理由である。……この世襲原則を墨守することほど、社会制度を確実に衰頹させる
ものはないであろう³⁰⁾と述べている。また、ケインズは英国の企業の秘密主義
を批判し、「知識をプールすることなく行動をおこすことは、浪費と非効率以
外のなにものでもない。英国の産業界ほど、秘密主義と知識をプールすること
に対する不熱心さが、非効率の重要な要因となっている国は他にない³¹⁾」と主張
しているのである。

以上のような2つの問題は、競争均衡と企業の最適規模についての経済学上
の新たな問題を、提起することになる。なぜなら、英国の輸出産業こそ、正統
派経済学のいう「理想的な完全競争」の状態にあるといえるからである。した
がってケインズの批判は、まさに「完全競争は最適な資源配分と経済的均衡を
実現する」という正統派経済学の基本命題に向けられていることになる。ケイ
ンズは「小企業による自由競争に固執する産業——典型的な例としては石炭や
綿業——は、急速に破滅に向っており、また、彼らがそのやり方を変えない限
り、それは続くであろう³²⁾」、「我々が住んでいる経済世界の現実の性格からみて、
旧い図式——シェーマ (schematism) はまったく時代遅れである。多数の小企
業が自らの将来を自己の判断にかけ、最も賢明なものが生き残るという想定は、
ますます非現実的なものとなりつつある³³⁾」と指摘し、さらに、競争が自滅的な
過当競争への道を歩むために自由放任政策と両立しないケースとして、小企業
が自己の利益のみを追求し、しかも企業の間接費が大きく、生産停止よりも生
産の継続が選択されるような産業をあげている。そして、このようなケースの
典型こそ、英国の輸出産業であるが、このことは単にそれにとどまらず、製造
業においては一般に、小企業による完全競争は理想的な状態ではないというこ
とをケインズは示唆しているのである。

以上のことから明らかのように、我々はケインズの個人主義的・競争主義的
資本主義経済に対する批判の積極的意義を、私企業体制のもとの産業全体の
効率性と公正の実現という視点から、発達した資本主義経済の現実と正統派経
済学の想定する経済像とのギャップを指摘し、企業の最適規模および適正な競

争のあり方を追求したことにあるといえることができる。

§ 6

我々が検討すべき第2の論点は、ケインズの新しい資本主義経済体制への模索という問題である。本論第1章の冒頭で引用したように、ケインズは資本主義経済体制を代替可能な一つのシステムであるととらえ、さらにこのような比較体制論の視点から、資本主義経済体制の最も基本的な特徴を、貨幣的動機による私的利益の追求であるとする。すなわち、資本主義経済体制においては、私的利益の追求の自由と機会が保証され、それが人々の間で当然のものとして受け入れられることにより、それが「生活の様式」として定着してきたのである³⁵⁾。

ところで、このような私的利益の追求と全体の利益と調和するためには、高い経済的効率性ととも³⁶⁾に、社会的公正が達成されなければならない。しかし、本章 § 5 で述べたように、ケインズはこれを可能にすると考えられていた競争的市場 - 価格機構は、現実的には非効率で不公正な側面を強くもつことを明らかにしたのである。それゆえにケインズは、現実的競争経済の有効性についての批判的検討をふま³⁶⁾え、資本主義的な「生活の様式」と両立し、しかも高い経済的効率性と社会的公正を実現しうる新しい経済体制——すなわち新しい資本主義的混合経済の方向を追求するのである。

このような観点からケインズが注目したのは、少数の賢明な大企業によって産業が支配され、適度な競争状態が保持されている大企業経済体制であり、ケインズはここに「新しい産業革命の到来」をみるのである。すなわち、経済的効率性のみならず生産技術の問題や新しい市場の開拓という課題からみても、求められているのはもはや小企業による競争的な経済ではなく³⁷⁾、競争を適度に制限された大企業に基礎をおく経済なのである。それゆえにケインズは、「今日、求められているのは、労働界と同様、産業界における連合 (combination) である。それを攻撃しようとするのは愚かであり、しかも無益である。我々がなすべきことは、それを活用し、規制し、正しい方向に向わせることである」³⁸⁾

と主張するのである。

またケインズは、大企業は私的利益の追求から解放された有能な経営者によって運営され、自己社会化されるとし、このような視点から、英蘭銀行、ロンドン港湾委員会、イギリス放送協会、中央電力局などの半公共団体組織とともに、株式の分散化(株主の大衆化)によって所有と経営が分離しつつある経営者支配の大株式会社(大鉄道会社、大公益事業会社、大銀行、大保険会社など)の発展に注目している。³⁹⁾そしてケインズはこのような大企業が「私企業と分権化された管理の有益性を維持しつつ、規模の利益と国有化の長所を最大限にいかす将来のモデル」⁴⁰⁾になることを期待しているのである。

以上のような大企業体制とともに、ケインズが追求した新しい経済体制は、国家が積極的な役割を果たすという意味で資本主義的混合経済である。すなわち、「経済的無政府状態から、社会的公正と社会的安定のために経済力を制御し指導することを計画的に目指すような体制への移行は、技術的にも政治的にも、はかり知れない困難を伴うことであろう。それにもかかわらず、新自由主義(New Liberalism)の真の使命は、それらの困難の解決に立ち向うことにある」⁴¹⁾とし、国家のなすべきことを提示する。しかしそれは、「私的な諸個人がすでに遂行しつつあるような活動に関係しているのではなく、個人の活動範囲外に属する諸機能や、国家以外には誰ひとりとして実行することのないような諸決定に関連している」⁴²⁾ものであり、今日的な視点からみれば、きわめて穏当で保守的なものである。

以上のような基本的認識のもとに、ケインズが「なすべきこと」としてあげているもののうち、この時期以後とりわけ重要となる好況化政策および貨幣価値の安定化、貯蓄と投資の規模や方向の決定、人口の規模の決定というそれまでに提案されていたものを除くと、我々が注目すべき提案は次の3つである。

その第1は、企業に関するあらゆる事実の——必要とあらば法律による——全面的な公開ということを含む、事業状況に関する膨大な量の情報の収集と普及、⁴⁴⁾企業法の改正や企業会計の公開などである。この提案は、既に述べた英国企業の秘密主義を打ちやぶるとともに、大企業の社会的責任の自覚と大衆株主

化の進行をめざすものである。しかしより重要なケインズの意図は、これによって大企業体制のもつ欠陥である独占力の行使を、政府の力や国民的な監視⁴⁵⁾によってコントロールし、阻止することにあるのである。

その第2は、労働者階級の賃金率や労働時間の決定を私的な交渉にゆだねるのではなく、労働者階級全体の経済的福祉の改善という観点からの、公的な規制を含む広範な労働政策の必要性を示唆する提案である⁴⁶⁾。そして、この背景には金本位制復帰後の英国の経験から、開放経済体制のもとでの高賃金は、労働者階級全体の経済的福祉の改善とはならず、むしろ失業を深刻化させたという現実があり、それゆえに、その後具体的に示されたケインズの提案は貨幣賃金率を抑制して企業利潤を回復させ、しかる後に政府の再分配政策・福祉関連支出⁴⁷⁾の増大によって、労働者階級の実質生活水準を改善しようとするものである。

第3の提案は、労働者の再教育や労働の需給関係に関する情報を収集・普及⁴⁸⁾することである。この提案は国内経済の好況化政策と相まって、本章 § 3 で述べた労働移動性の欠如を公的な政策によって克服しようとするものである。

以上、検討してきたように、ケインズがさし示している方向は、非現実的な拡散の原理の想定のもとに、個人主義的な完全競争の経済の有効性を過信する正統派経済学の資本主義経済観から脱皮し、賢明に管理され適正な競争状態が保持される大企業経済体制と積極的な政府の役割に支えられた新しい経済体制——資本主義的混合経済のヴィジョンの追求なのである。そしてそのもとでケインズは競争経済のもつメリットが現実のものとして最大限に発揮され、資本主義経済の真の発展が約束されるとみるのであり、このような視点から20年代後半から30年代にかけて、具体的な政策提言とそのための理論的基礎が急速⁴⁹⁾に展開されていくことになるのである。(1983. 10. 15脱稿、未完)

- 1) 第1次大戦後、1920年のブリュッセル会議、1922年4月から5月にかけてのジェノア会議において、金本位制再建の方向が確認された。英国においてもこれより先、1918年に『カンリフ (Cunliffe) 委員会 (Committee on Currency and Foreign Exchange after the War)』、(1919年12月に報告書を議会に提出) が金本位制復帰をめざしてデフレ政策を勧告した。ブリュッセル会議およびジェノア会議については、Sayers, R. S., *The Bank of England, 1891—1944*, 1976. [西

川元彦監訳『イングランド銀行, 1891~1944年上』, 東洋経済新報社, 1979年, 第8章を参照。

また, 第1次大戦後の貨幣制度再興の状況および再興された英国の金本位制の詳細については, たとえば, 中西仁三『貨幣理論と貨幣制度』有斐閣, 1956年, 第4章第3節を参照。

- 2) たとえば, Robertson, D. H., *Money*, 1948. [安井琢磨・熊谷尚夫訳『貨幣』岩波書店, 1956年] pp.145-9 を参照。また, 金本位制復帰をめぐる対立的見解については, たとえば, 末永隆甫『近代経済学の形成』ミネルヴァ書房, 1969年, 第3章を参照。
- 3) ケインズの金本位制に対する根本的な不信は, それが貨幣価値の安定化・信用循環の抑制のための積極的な政策をとることの障害となるからである。このことをケインズは「それゆえ, 私は, 物価, 信用および雇用の安定を最も重要なものと考え, 旧式の金本位は昔のような安定性を少しも与えるものでないと信ずるから, 戦前のような形での金本位復帰政策に対して反対するのである。」と述べている(『貨幣改革論』ケインズ全集4, p.144)。および“Notes for a speech at the National Liberal Club”, 13 December 1923, JMK XIX, p.159.
- 4) 『貨幣改革論』第4章の1, 「平価切下げか, デフレーションか」。
- 5) 金本位制復帰までのケインズのこの問題に対する以上のような見解については次の諸論文がある。『貨幣改革論』第4章の3, 「金本位制復帰」, “Gold in 1923” Nation and Athenaeum, 2 February 1924, JMK XIX, pp.164-168, “The Prospects of Gold”, Nation and Athenaeum, 16 February 1924, JMK XIX, pp.173-176, “Discussion on Monetary Reform (Keynes’s Speech) EJ, June 1924, JMK XIX, pp.206-214, “The Policy of Bank of England”, Nation and Athenaeum, 19 June 1924, JMK XIX, pp.261-267, Committee on the Currency and Bank of England Note Issues, Minutes of Evidence, 11 July 1924, JMK XIX, pp.249-251, “To Sir Charles Addis”, 25 July 1924, JMK XIX, pp.270-272, “The Problem of the Gold Standard”, Nation and Athenaeum, 21 March 1925, JMK XIX, pp.337-344.
- 6) “Is Sterling Overvalued?”, Nation and Athenaeum, 4 and 18 April 1925, JMK XIX, pp.349-354, 「チャーチル氏の経済的帰結」1925年7月, ケインズ全集9『説得論集』所収, pp.245-248.
- 7) “The Economic Position in England”, 14 September 1925, Lecture in Moscow, JMK XIX, pp.435-436, Committee on Industry and Trade, Memorandum, 9 July 1925, JMK XIX, p.385.
- 8) ケインズは Committee on Industry and Trade, Memorandum で, 次のよ

うに述べている。「今、我が国が直面している大きな問題は、いかなる調整プロセスによって、庇護された産業の価格 (sheltered prices) を庇護されていない産業の価格 (unsheltered prices) の水準まで引下げるかということである。この点について私は、委員会に対して満足できる解答を提出することはできない。穏当な方法で庇護された産業の賃金率を全面的に切下げられるというのは明白ではない」(op. cit, p.385)。

- 9) 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) pp.252-254.
- 10) 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) pp.257-258. Committee on Industry and Trade, Memorandum, op. cit, p.385. この問題をケインズは基本的には固定為替制に固有の困難性としてとらえている。“To the Editor of The Times”, 19 March 1925, JMK XIX, p.345.
- 11) ケインズは、平価切上げが財・サービスの価格にどのような影響を及ぼすかを検討し、それらを調整スピードの大きい順に3つのグループに分類している——第1のクラス(綿花や銅のような国際貿易財)・第2のクラス(貿易される工業製品)・第3のクラス(さまざまな国内のサービス価格)。「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.251. “The Gold Standard—A Correction”, Nation and Athenaeum, 9 May 1925, JMK XIX, pp.363-364, Committee on Industry and Trade, Memorandum, op. cit, p.383, Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, 9 July 1925, JMK XIX, p.391. さらにケインズは、より詳細にこれらをクラス A, B, C, D, E₁, E₂, E₃ に分類している。“To the Editor of The Times”, 28 August 1925, JMK XIX, pp.427-434.
- 12) ケインズは「チャーチル氏の経済的帰結」において次のように述べている。「すべての人が同時に同じ引下げを受け入れるならば、生計費も下がり、したがって名目賃金は低下しても、従来とほとんど同じ実質賃金に相当しているだろう。しかし実際には、一斉に引下げを実施できるような機構などは存在しない。……最初に攻撃を受ける人たちは生活水準の低下にさらされる。他の人たちもみな攻撃を受け、これが首尾よくいくまでは、生計費が下がらないからである。したがって、彼らの自己弁護は正当化される。最初に名目賃金が切下げられる階級は、その切下げ分が後日それに対応する生計費の低下によって補償され、他の階級に利益を生ぜしめるようなことはないという保証を得ることは、できないのである。それ故、彼らはできるだけ長期にわたって抵抗せざるを得ない。」(前掲訳書 p.249.) および Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, op. cit, p.393.
- 13) Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, op.cit, pp.395-396, p.404. 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.263.

- 14) Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, op.cit. p.396, "The Economic Transition in England", 15 September 1925, Lecture in Moscow, JMK XIX, pp.440-441.
- 15) Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, op. cit, p.396, "The Economic Transition in England", op. cit, p.440.
- 16) 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.265. Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, op. cit, p.393.
- 17) "The Economic Transition in England", op. cit, p.440, 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.252, 『貨幣論Ⅰ』ケインズ全集5, 第7章, 価格水準の拡散。
- 18) "The Economic Transition in England", op. cit, p.440.
- 19) 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.248.
- 20) 「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.248.
- 21) Committee on Industry and Trade, Minutes of Evidence, op.cit, p.398, pp.411-412. "Relation of Finance to British Industry" Manchester Guardian Commercial, 15 October 1295, JMK XIX, p.446.
- 22) 『貨幣論Ⅰ』, (前掲訳書) p.95. および pp.88-89, pp.92-94.
- 23) ケインズは Committee on Industry and Trade で次のように証言している。「我々は、1924年3月の時点で、それ以前までの不均衡のほとんど大部分を解消していたと思います。もし我々がその時点の為替レートを維持し、金本位制復帰への期待を喚起することなく、信用緩和政策 (easy money) をとっていたならば、現在までに失業問題は解決していくと確信しています。」 op.cit, p.390. および「チャーチル氏の経済的帰結」(前掲訳書) p.247.
- 24) 実際ケインズは、戦後インフレーションの時期には、7~8%という銀行利子率による信用制限政策をインフレーション抑制政策として、提起している。「Memorandum on the Bank Rate», 15 February 1920, JMK XVII, p.183. また、1925年当時の一般的な意識について、セイヤーズは次のように述べている。「1925年の決定には二つの意識された賭という要素があった。一つの米国の物価上昇に対する期待であった。……第二の賭は英国の賃金の弾力性に関するものであった。もっと限定的にいえば、1920-22年の間に高度の適応力を示した英国の賃金が、さらにもう少し下がり得るだろう、という希望が持たれていた。1924-25年当時としては、これら二つの希望はいずれも無理なものと思われるわけではない。」(『イングランド銀行, 1891~1944年上』前掲訳書, pp.294-295) この見解から明らかなように、インフレーションの収束期にあり、企業の超過利潤が解消しそれとともに高い貨幣賃金率が下落しつつある状況と、ほぼ均

衡状態のもとで企業の利潤の減少・労働者の実質賃金の引下げを強いられる状況では、貨幣賃金率の下方伸縮性が異なるという認識は一般的ではなかった。

- 25) ケインズは「チャーチル氏の経済的帰結」において、「もしも、自由放任と自由競争の仮説にもとづいて組み立てられた一つの経済学の原理を、このような仮説を急速に放棄しつつある社会に適用しつづけるならば、われわれはまさに10回目の危険（その上に愚かなという文字のつく）を冒すことになる」と述べている（前掲訳書，p. 264）。
- 26) ケインズのこの問題に対する見解・政策提言として次の諸論文がある。“Coal: A Suggestion”, *Nation and Athenaeum*, 24 April 1926, JMK XIX, pp. 525-529, “Reflection on the Strike”, Draft, 8 May 1926, JMK XIX, pp. 531-534, “Back to the Coal Problem”, *Nation and Athenaeum*, 15 May 1926, JMK XIX, pp. 534-537, “To Sir Josiah Stamp”, 6 July 1926, JMK XIX, pp. 558-559, “Mr. Baldwin’s Qualms”, *Nation and Athenaeum*, 10 July 1926, JMK XIX, pp. 559-563.
- 27) “The Cotton Yarn Association”, *Nation and Athenaeum*, 24 December 1926, JMK XIX, p. 598 および Bowker, B, *Lancashire under the Hammer*, 1928. [谷口豊三郎訳『ランカシアの歩んだ道』青泉社刊, 1956年]の第5章。上記の論文以外のランカシャー綿業界の再建に関するケインズの論文としては、次のものがある。“The Position of the Lancashire Cotton Trade”, *Nation and Athenaeum*, 13 November 1926, JMK XIX, pp. 578-585. “The Prospects of the Lancashire Cotton Trade”, *Nation and Athenaeum*, 27 November 1926, JMK XIX, pp. 587-592, “To the Editor of Manchester Guardian”, 10 January 1927, JMK XIX, pp. 607-609, “The Progress of the Cotton Yarn Association”, *Nation and Athenaeum*, 27 August 1927, JMK XIX, pp. 610-614, “Notes for a speech to the Cotton Yarn Association”, 6 September 1927, JMK XIX, pp. 614-621, “The Retreat of the Cotton Yarn Association”, *Nation and Athenaeum*, 19 November 1927, JMK XIX, pp. 622-627, “Lancashire Cotton Corporation”, *Nation and Athenaeum*, 2 February 1929, JMK XIX, pp. 632-636. この問題についての比較的詳しい説明としては、ハロッド『ケインズ伝』（前出訳書）p. 424-431 がある。
- 28) 「自由放任の終焉」ケインズ全集9、『説得論集』所収，p. 341 および pp. 338-339.
- 29) 「自由放任の終焉」（前掲訳書）p. 343. またケインズは「戦後イングランド銀行による通貨および信用政策の誤り，炭坑所有者の頑迷，ランカシャーの指導者たちの明白な自殺行為，これらは進歩と後退のまじりあった現代に対するわが国

の実業家達の適合性と適応性の問題を提起する。彼ら——一世代前か二世代前にはわれわれが誇っても間違いなく、また誇りに値した階級——はどうなってしまったのであろうか。彼らはあまりにも古くなり、あるいはあまりにも時代遅れになってしまったのであろうか。」と述べている。“The Position of the Lancashire Cotton Trade”, op. cit. p. 585.

- 30) 「私は自由党员か」1925年8月, ケインズ全集9, 『説得論集』所収, p. 359.
- 31) “Liberalism and Industry”, the London Liberal Candidates Association at the National Liberal Club, 5 January 1927, JMK XIX, p. 644.
- 32) “Liberalism and Industry”, op. cit, p. 642.
- 33) “Liberalism and Industry”, op. cit, p. 641.
- 34) “The Control of Raw Materials by Governments”, Nation and Athenaeum, 12 June 1926, JMK XIX, p. 550. そしてケインズはこのような場合には、「政府が介入することは避けがたく、また正当であると思われる。これと逆の自由放任政策は狂気のさたである」と述べている。
- 35) 「自由放任の終焉」においてケインズは次のように述べている。「もう一方の想定は、最大限の努力を引き出す誘因としての私的な金儲けの自由にたいして有効な機会が与えられ、しかも実に、その機会が必ず与えられるということである。……かくして、人間のさまざまな動機のうちでもっとも有力なものの一つ、すなわち貨幣愛 (love of money) こそが、富の増大にもっともよく適した方法で経済資源を配分する仕事のために利用されるのである。」(前掲訳書, p. 339), および「ロシア管見」1925年12月, ケインズ全集9, 『説得論集』所収, p. 319.
- 36) ケインズは、「非宗教的な資本主義が究極的には宗教的なコミュニティを打ち負かすべきだとすれば、それが、経済面でより効率的であるというだけでは十分でない——それは数倍も効率的でなければならない」と述べている。「ロシア管見」(前掲訳書) p. 318.
- 37) “Liberalism and Industry”, op. cit, p. 638. p. 642.
- 38) “Liberalism and Industry”, op. cit, p. 643.
- 39) “To the Editor of The Times”, 25 March 1925, JMK XIX, pp. 347-348, 「自由放任の終焉」(前掲訳書) pp. 345-346, “Liberalism and Industry”, op. cit, pp. 641-642. 英国企業の個人企業の性格については、たとえば Allen. G. C, *The Structure of Industry in Britain*, 1961, [上田宗次郎・山鹿俊一訳『イギリスの産業構造』ミネルヴァ書房, 1972年] の pp. 237-239 を参照。また、ケインズも共同執筆者である *Britain's Industrial Future*, (1928) において、私企業から公企業までのさまざまな企業の形態を指摘し、「純然たる私的な個人企業から公共企業への連続は、つぎ目のない段階および中間的段階の一つである」

- と述べている。(同書 pp.63-64)
- 40) “Liberalism and Industry”, op. cit, p.646.
- 41) 「私は自由党员か」(前掲訳書) p.366.
- 42) 「自由放任の終焉」(前掲訳書) p.348. またケインズはこのような資本主義的混合経済(新自由主義)について、「向うべき方向は秩序であり知性によって管理される社会である。それは階級闘争や略奪, 高度に集権的な国家社会主義ではない。我々は, 大企業が規制された競争と両立しうる最大限の分権化を必要としている」(“Liberalism and Industry” op. cit, p.643)と述べている。さらにケインズは, 1939年にこれを自由社会主義(Liberal Socialism)と呼び, 次のように要約している。「問題は我々が19世紀の自由放任国家から脱け出し, 自由社会主義の時代に移行する用意があるかどうかということである。私の意味する自由社会主義とは, 我々が共通の目的のために, 社会的, 経済的正義を促進するために, 組織された社会として行動することができるが, 他方, 個人——彼の選択の自由, 彼の信仰, 彼の精神とその表現, 彼の企業と彼の財産——を尊重し保護するような体制のことである。」“Democracy and Efficiency”, The New Statesman and Nation, 28 January 1939, JMK XXI, p.500.
- 43) 「自由放任の終焉」(前掲訳書) p.349-350.
- 44) 「自由放任の終焉」(前掲訳書) p.349, “Liberalism and Industry”, op. cit, p.645, “The Public and Private Concern”, Newspaper Report from Manchester Guardian, 1 August 1927, JMK XIX, p.697.
- 45) “The Public and Private Concern”, op. cit, p.698.
- 46) “Liberalism and Industry”, op. cit, p.646.
- 47) ケインズは, 1930年に再びこの問題をとりあげ, より具体的な方策(社会保険の国家負担, 年金, 保養・教育施設, 低家賃住宅, 子供・家族手当など)を提起している。“The Question of High Wages”, The Political Quarterly, January-March 1930, JMK XX, pp.14-15.
- 48) “Liberalism and Industry”, op. cit, pp.646-647.
- 49) ケインズは『貨幣論』(1930)以後, 有効需要論の視点から, 国家のなすべきことの具体的な内容・その理論的基礎を明らかにしていくが, それを含め国家のなすべきことにより広範でかつ具体的な提案については, “State Planning”, Broadcast, 14 March 1932, JMK XXI, pp.88-90 を参照。